

# 障害福祉強制停止も

障害者総合支援法の「介護保険優先原則」に基づき、障害者が65歳になると介護保険に移行させられます。多くの障害者の生活が脅かされている実態が、日本障害者センターの自治体アンケートで明らかになりました。

## 日本障害者センター

障害者運動の成果で、障害福祉サービスは2010年4月から、非課税世帯は自己負担がゼロになりました。これにより、65歳になった障害者の多くが介護保険を優先的に使うことで1割の自己負担が新たに発生。一方、障害福祉施策と介護保険制度ではサービス内容や支給量を決定する認定基準等が異なるため、支給量が減らされる人も出ています。

介護保険への移行で、支給量が足りない場合や障害福祉独自のサービスは上乗せが可能です。回答のあつた506自治体中485自治体(96%)が「介護保険に相当するサービスは介護

保険を優先し、障害福祉独自のサービスは継続利用できる」と回答しました。「介護保険に相当するサービスであっても障害福祉サ

ービスの継続利用ができる」と答えたのは、わずか16自治体(3%)でした。介護保険サービスが一律に優先するものではないことを周知している自治体は118(23%)だけでした。

日本障害者センターの山崎光弘理事は「『申請主義』のため制度利用にはまず申請する」と周知している自治体は118(23%)だけでした。

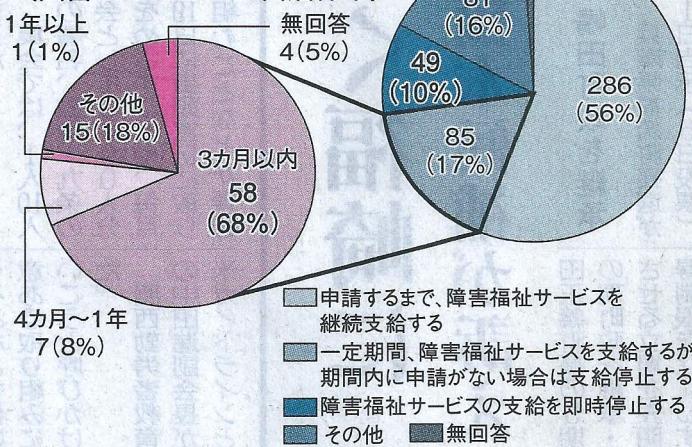
介護保険ではサービス量が足りない場合、自治体独自の支給基準を満たした場合は不足分を障害福祉サービスから支給する自治体が123(28%)あります。申請しなければ障害福祉サービスを停止し、介護保険への移行を強制している」と指摘します。

同センターの白沢仁事務局長は「住む地域によって受けられる支援が異なることが分かった。申請主義にもかかわらず、介護保険申請をしない人への障害福祉サービス打ち切りは、それまでと同じ生活をさせないということに等しい」と批判。「憲法25条が保障する生存権や障害者権利条約に違反している」と指摘します。

## 介護保険65歳移行 自治体調査

### 介護保険不申請者への対応

(回答のあった506自治体中)



介護保険優先原則は憲法違反だなどとして行政訴訟を起こした障害者ら=11月24日、厚生労働省

## 周知不足 必要な施策受けられぬ危険

調査期間は14年10月25日～15年1月。

障害者が65歳になつても介護保険申請をしない人に対し、49自治体(10%)が申請がない場合は支給停止すると回答した85自治体中58自治体が3ヶ月以内の申請を求めていました。(図)

山崎さんは「申請手続きには約3ヶ月かかるもの。実質的には107自治体が申請しなければ障害福祉サービスを停止し、介護保険への移行を強制している」と指摘します。